

前橋市災害遺児手当支給条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 災害遺児 災害により生計の中心である父若しくは母又はこれに準ずる者が死亡し、又は障害の状態となった児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)をいう。</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 手当は、遺児の保護者で、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により住民票に記載されているものに対して支給する。ただし、遺児が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条、第41条、<u>第42条、第43条の2及び第44条</u>に規定する施設に措置されている場合は、この限りでない。</p> <p>(受給資格の喪失)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、遺児が次の各号の<u>いずれかに該当するときは</u>、当該遺児に係る受給資格を失う。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>(3) 省略</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 災害遺児 災害により生計の中心である父若しくは母又はこれに準ずる者が死亡し、又は障害の状態となった児童(<u>義務教育終了前(15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程に在学する場合には、その在学する間も含む。)</u>の者)をいう。</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 手当は、遺児の保護者で、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により住民票に記載されているものに対して支給する。ただし、遺児が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条、<u>第41条から第43条まで及び第44条</u>に規定する施設に措置されている場合は、この限りでない。</p> <p>(受給資格の喪失)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、遺児が次の各号の<u>一に該当するときは</u>、当該遺児に係る受給資格を失う。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>(3) 遺児が義務教育を終了したとき。</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> |